



『(3) 取締役会を設置しない株式会社』

会社法においては、すべての株式会社は、株主総会のほか、取締役を設置しなければなりません。株式譲渡制限会社については、取締役会の設置は任意となります。

取締役会設置会社においては、取締役は3人以上でなければなりません。取締役会を設置しない場合は、取締役は1人とすることができ、監査役の設置も任意ですので、役員は取締役1人という機関設計が可能となります。

取締役会を設置しない株式会社における株主総会についての規律は下記の通りとなります。

- ① 取締役会設置会社においては、株主総会の決議事項は、会社法に規定する事項及び定款に定めた事項に限られますが、取締役会非設置会社における株主総会は、会社法に規定する事項のほか、株式会社に関する一切の事項について決議をすることができます。
- ② 株主総会の招集通知は、通常、会日の2週間前までに発信しなければなりません。取締役会非設置会社については、1週間または定款で定めたそれより短い期間の前までに発信すればよい。
ただし、株主全員の同意がある場合は、招集手続きを経ることなく株主総会を開催することができます。
- ③ 株主総会の招集通知は、通常、書面または電磁的方法によることとされていますが、取締役会非設置会社については、書面または電磁的方法によらなくてもよい。
- ④ 株主総会の招集通知には、株主総会の目的事項を記載しなければなりません。取締役会非設置会社については、この目的事項の通知は必要とされません。
- ⑤ 取締役会設置会社については、株主総会の招集通知に際して、計算書類及び監査報告書を交付しなければなりません。取締役会非設置会社については、上記③④に鑑みて、その交付は必要とされません。
- ⑥ 取締役会設置会社においては、総株主の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6ヶ月前から引き続き有する株主に限り、株主総会における議題提案権を認めます。取締役会非設置会社においては、保有議決権割合等に関係なく、株主が1名で議題提案ができます。
- ⑦ 取締役会設置会社においては、議決権の不統一行使については、会日の3日前までに通知しなければなりません。取締役会非設置会社においては、事前通知は必要とされません。